

聖マリアンナ医科大学「本学医学部入学試験に関する「第三者委員会」の調査報告書について」に関する見解

2020年1月28日

医学部入試における女性差別対策弁護団

はじめに

2020年1月17日、聖マリアンナ医科大学（以下、「本大学」といいます。）は、本大学医学部入学試験に関する「第三者委員会」の調査報告書（令和元年12月12日付。以下「本件調査報告書」といいます。）の提出を受けたことを踏まえた見解を公表しました（http://www.marianna-u.ac.jp/univ/news/20200117_01.html。以下「本件見解」といいます）。

本大学はこれまで、平成30年12月12日付け「「聖マリアンナ医科大学医学部の入学者選抜における公正確保等に係る緊急調査」への本学の見解について」（以下「前回見解」といいます。）において、「属性による一律な評価は行っておらず、受験生を個々に総合評価した結果を基に入学者選抜を実施しております」との見解を示していました。

しかしながら、本件調査報告書は、これを真っ向から否定しました。第三者委員会の認定は、同大学パソコン内のデータの詳細な調査と客観的な分析の上で行われた十分に根拠のあるものであり、説得的です。本大学入試において、性別という属性による一律の差別的取扱いがあったことは明らかです。

ところが本大学は、第三者委員会からこのような認定を受けながら、不合理にも、本件見解において「本学といたしましては、一律機械的に評価を行ったとは認識しておりません」として、属性による一律の差別的取扱いを否定しました。

本大学は、入試の改善を図っていく旨述べていますが、過去の不正を認めてその原因を自覚し反省することなしに、入試の改善や再発防止を行うことなどできません。本大学は、一日も早く、属性による一律の差別的取扱いがあったことを率直に認め、過去の入試について調査し、差別的取扱いがなければ合格していたはずの受験生に対して謝罪するとともに、上記受験生に対し、入学・編入等の措置を執るとともに、賠償責任を

果たすべきです。

本件見解において言及されている第2次試験受験者に対する入学検定料相当額の返還のみでは到底誠意ある対応とは言えません。以下、詳述します。

1 本件調査報告書の概要

本件調査報告書は、調査対象年度である平成27年度から平成30年度における一般入学試験において、A元入試委員長ら4名（A元入試委員長、B元入試副委員長、C元入試副委員長、D元入試副委員長）による性別現浪区別という属性を理由とする一律の差別的取扱いが行われ、かつ、A元入試委員長ら4名にはこのような差別的取扱いについての「認識」があったと結論づけました。

また本件調査報告書は「一定の監督責任等は免れないと考えざるを得ないものの理事長、学長、学部長ら及びA元入試委員長ら4名以外の調査対象年度に関する入試委員については上記の差別的取扱いの「認識」があったとは認められなかった」と述べたものの、「本件の問題の本質は入学試験業務に対するガバナンス不全にあるものであり、入試委員長ら個人の問題とせず、本大学組織全体の問題としてとらえ、今後、真摯に対策を講じてゆく必要があること、本大学としては組織改革や人員の配置転換のみにとどまらず、男性や若年受験生を優遇することが二度と生じないような抜本的な意識改革にも合わせて取り組んでいくことが重要である」と明記し、本件入試差別が大学組織全体の問題であることを指摘しました。

なお本大学は、2018（平成30）年8月から行なわれた文部科学省高等教育局大学振興課大学入学試験室による「医学部医学科の入学者選抜における公正確保等に関する緊急調査」に対し、「受験者の性別・現浪区分という属性を理由とする一律の差別的取扱いに及んだことはない」旨回答し、また、2019（平成31）年1月に行なわれた2018（平成30）年度の本大学の入学試験に関する本大学監事による監査に基づき作成された監事報告書においても、属性による一律の差別的取扱いの事実を否定し、さらにA元入試委員長ら4名も属性による一律の差別的取扱いを否定しました。

しかし、実際の得点が性別・現浪区分に応じて一律的な点数調整の結果であったものと強く推認されます。また、第三者委員会がA元入試委員長らに事前の告知なくヒアリン

グの場で行った模擬採点では、女性・多浪生の点数が実際の採点結果との大きな差異が認められたとの事情から、第三者委員会は、性別・多浪といった属性による一律の差別的取扱いを否定したA元入試委員長らの主張は信用性に疑義があると認定しています。

2 本大学に未だ反省が認められないこと

ところが、本件調査報告書の調査結果と指摘を受けた本大学は、令和2年1月17日付・本件見解において「『大学の組織的関与によるものではないが一律の差別的取扱いが認められる』との趣旨の結論が示されております。本学といたしましては、一律機械的に評価を行ったとは認識しておりませんが、かかる報告を踏まえ、意図的ではないにせよ、属性による評価の差異が生じ、一部受験者の入試結果に影響を及ぼした可能性があったとの認識に至りました。」と公表しました。

本件見解は、本件調査報告書があたかも「大学の組織的関与によるものではない」と断定し、差別的取扱いはもっぱらA元入試委員長ら4名による個人的な行為であるかのごとく強調し、本大学の組織全体としての関与が一切なかったと結論づけているかのような印象を故意に与えるものであり、本件調査報告書の事実調査結果や本件差別的取扱いの原因を真摯に受け止めていません。

3 本大学の組織的関与

本件調査報告書によれば、本大学の入学試験に関する事項は、教授会の下に設置される常設の委員会であり学長の委嘱を受けた教授ら5～7名で構成される「入試委員会」（ただし調査対象期間を含む平成27年度から平成31年度入試を担当した入試委員は全員、教授であり、准教授・講師は含まれていない）が審議すること、医学部長が入試委員会を管掌するものであること、学長が入学に関する最終的な許可権者であること、入試委員会は審議の経過および結果を学長および医学部長に報告することになっているのであり、意思決定過程および組織構造上、A元入試委員長ら4名が個人的に、入学選抜試験において、複数年にわたり性別等による差別的取扱いを行なうことは不可能です。

しかも、本件調査報告書によれば、性別に基づく差別的取扱いの態様は、志願票・調査書の採点結果の点数分布において、現浪区分のいずれにおいても男性に比し女性の点数がほぼ一律に一定の点数で低い採点となっており（平成27年度入試[配点80点]男女

差 18 点，平成 28 年入試[配点 80 点]男女差 19 点，平成 29 年入試[配点 160 点]男女差 60 点，平成 30 年度[配点 180 点]男女差 80 点)，平成 29 年度および平成 30 年度入試においては「マイナス 100 点ルール」(面接の点数が 50 点以下の場合，志願票・調査票の採点結果とされる点数から 100 点を減点する取扱い)が採用されていたことが認定されています。

こうした入学試験の採点基準・方法といった入試制度の根幹をなす制度において性別および現浪区分に応じた一律的で差別的な点数調整が，A 元入試委員長ら 4 名の独断で決定され，複数年にわたり実施されてきたとは到底考えられないものであり，本件差別的扱いの規模や態様からすれば理事長以下の法人役員，学長および医学部長を含めた本大学の組織的な関与は明白です。

仮に直接の実行者が A 元入試委員長ら 4 名であったとしても，理事長以下の法人役員，学長，医学部長，入試委員会の委員らの任務懈怠や監督責任についても明確に指摘されているところであり，これらの役員らに差別的取扱いの「認識」がなかったからとしても社会的・法的責任を免れません。

4 許されない差別的取扱いであること

本大学による，このような性別による一律の差別的取扱いは，日本国憲法 14 条 1 項を受けた教育基本法 4 条が示す，教育機会における男女平等に著しく反するものです。そして，第三者委員会が指摘するように，元入試委員長ら 4 名以外の入試委員の任務懈怠の責任も重く，理事長，学長，学部長もまた，監督責任は免れません。

したがって，本大学は，公的な高等教育機関として，本件差別的取扱いについて大きな社会的責任を負うのはもちろんのこと，差別的取扱いを受けた受験生に対する法的責任(損害賠償責任)をも当然に負うものです。

5 再発防止に向け幅広い視野での検討を

ところで，本件調査報告書は，本件差別的取扱いが生じた原因について(1)公正かつ適正な入学試験を行なうという規範意識の欠如，(2)入試委員会におけるチェック機能・牽制機能の不全，(3)入試委員会に対する本大学による監督・是正機能の不全，(4)進級率・医師国家試験合格率の偏重，(5)本大学から窺われる男性医師偏重の意

識があったことを指摘しています。

さらに本件調査報告書は、再発防止策として（1）公正かつ適正な入学試験を行なう意識の醸成、（2）入試委員会内の相互牽制機能の強化、（3）入学試験制度の透明性及び監督体制の強化、（4）女性医師の参画を推進する組織風土の醸成を提言しています。

本件調査報告書による上記の指摘や提言は、本大学の本件差別的取扱いに関してなされたものですが、かかる指摘は本大学のみならず、日本社会全体において、あらゆる組織構造においていまなお根深く残る女性差別の現状についても述べたものです。それらが長期にわたって改善されないままであることも、課題であり、社会全体で再発防止について検討し取り組みを続けなければなりません。

6 結語

本年度の入学試験は間近（1月31日から）に迫っています。本大学は、令和元年12月12日に第三者委員会から本件報告書の提出を受けていました。

にもかかわらず、本大学による本件報告書及び本件見解の公表は、同大学への出願締切り（令和2年1月22日着）間際である令和2年1月17日でした。これまで懸命に勉強をかさね、これからいよいよ受験に臨もうというときにこの報に触れた受験生の苦悩を思うと胸が痛みます。

多額の私学補助金を受け取っている本大学は、責任を真摯に認め、果たすべきです。当弁護団は、引き続き、不合理な差別によって不合格を突きつけられた女性受験生の名誉と損害の回復に努めるとともに、女性たちが今後このような苦痛を受けることのない男女平等社会の実現に貢献する決意をしております。

以上